

青森短期大学 学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令9号）第5条の4、第13条及び青森短期大学学則（以下「学則」という。）第12条の規程に基づき、青森短期大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めるものである。

(付記する専攻分野)

第2条 本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

地域創造学科	ビジネス専攻・・・・・・・・短期大学士	経済学 社会学
	子ども専攻・・・・・・・・短期大学士	福祉学 保育学

(学位授与の要件)

第3条 短期大学士の学位は、学則第12条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第4条 教授会は、卒業を認定したときは、その結果を文書により学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告に基づき学位を授与し、学位記を交付するものとする。

(学位の名称)

第5条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「青森短期大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第6条 学長は学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て当該学位を取消することができる。

2 学長は、前項の規程に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

付 則

この規程は、平成18年2月15日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。